「令和８年度　権利擁護推進員養成研修」受講者募集要項

■ 研修目的

介護施設等の施設長、介護主任等、施設内に置いて指導的立場にある者を対象とし、講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、虐待の未然防止や早期発見に向けた取組（従事者のストレス対策、介護相談員等の外部の目の積極的な活用等）及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を習得することにより、介護現場での権利擁護のための取組みを指導する人材を養成することを目的とする。

■ 研修内容　別紙参照

■ 研修日程

１日目　令和８年１１月１９日（木）１０：３０～１６：１５

２日目　令和８年１１月２０日（金）１０：００～１６：３０

３日目　令和９年１月１３日（水）　１０：００～１６：２０

■ 場　所　大府市役所 多目的ホール（大府市役所 地下１階　愛知県大府市中央町五丁目７０番地）

■ 受講料　無料

■ 募　集　５０施設 １００名（施設長等５０名、介護主任等５０名） １施設２名のペア

■ 対象施設　・特別養護老人ホーム　・老人保健施設　・介護医療院　・有料老人ホーム
・軽費老人ホーム　・養護老人ホーム　・サービス付き高齢者住宅

■ 申込要件

●愛知県主催の「権利擁護推進員養成研修」を受講していない施設であること。

●**施設長等と介護主任等のペアであること。**

●**受講者２名は同じ施設の所属であること。**

●同法人でも所属する施設が異なる場合は申込不可。

●複数の施設を兼務している場合は主となる施設でお申込みください。

受講者①：施設長・管理者・副施設長等であり、身体拘束廃止への取組みや高齢者の権利擁護を施設内で指導的立場から推進できる者　１名

受講者②：施設長等と同施設で実際に権利擁護の取り組みを担当している者（介護主任や現場のリーダー等）　１名

■ 修了要件

受講者２名が３日間、全てのカリキュラムを受講し、修了となります。

［権利擁護推進員養成研修修了証書］を交付します。

注意：１名でも受講者の途中変更や欠席、一部カリキュラムの欠席があった場合は２名とも修了となりません。

＜申込から受講可否までの流れ＞

１．申込

入力者：必ず受講者のどちらかがご入力ください。

ＵＲＬ： https://forms.gle/U9q45wyD57xdXmgaA

申込締切：令和８年８月１７日（月）

注意：生年月日や氏名の漢字の入力間違いが多く見られます。
［受講票］と［修了証書］にご入力のまま転記します。
再発行は行いませんのでご注意ください。

２．受講可否の通知

令和８年９月１１日（金）頃までに、**お申込みいただいた全ての施設へ**受講可否の通知を郵送します。

⇒ 上記までに通知が届かない場合は必ずご連絡ください。

受講可の施設：**［決定通知］**と**［事前課題］（提出期限あり）**を郵送します。

受講否の施設：**［不可通知］**を郵送します。